令和４年度デジタル庁調達改善計画の自己評価（概要）

１．重点的な取組

【情報システム調達の改善】

・汎用的な製品、オープンソフトウェアの活用

情報システムに係る調達のうち、請負者が新たにシステム開発や構築を行った全 13 件について、特定の事業者しか供給できない製品を使用しない調達を行った。

・公募、技術的対話による新規参入事業者の確保

情報システムに係る調達のうち、公募で２件、技術的対話で４件締結決した。

・保守等契約への新規参入促進を図る環境改善

情報システムの保守・運用の全 18 件の入札において、新規の事業者が調達内容等を把握するために必要な公告期間を設けた。

・特定事業者継続契約の回避方策について

令和５年３月にデジタル庁情報システム調達改革検討会からあった様々な提言について、課題解決に向けた検討を行い、令和５年度から新たな取組を実施することとして、ベンダーロックイン防止チェックリストの活用等の取組を進める。

２．共通的な取組

（１）調達改善に向けた審査・管理の充実

随意契約審査会で 92 件審査を行い、そのうち競争性ある随意契約は８件（企画競争、技術的対話を含む）、公募 10 件となった。

（２）調達事務のデジタル化の推進

入札した 193 件のうち電子入札は 159 件（82%）、電子契約は 107 件（55%）であった。

※デジタル庁では、全ての案件おいて電子入札及び電子契約を推進しているものの、応札事業者の都合により紙入札等が依然ある状況。

重点的な取組、共通的な取組

別紙１

令和４年度の調達改善計画									令和４年度年度末自己評価結果（対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標（原則、定量的に記載）	目標達成予定時期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか) 定量的	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか) 定性的	実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
○		情報システム調達の改善	【汎用的な製品、オープンソフトウェアの活用】 新規システムの調達案件においては、特定の事業者しか供給できない製品（ハードウェア、ソフトウェア）ではなく、汎用的な製品やオープンソフトウェアを調達品目とし、改修、保守・運用フェーズにおいての競争性を確保する余地がないか検討を行う（個々のシステムの活用の目的・状況に応じ、セキュリティの確保、利便性や効率性の維持に問題はないかといった観点も踏まえ判断）。	契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重点的に取り組むため。	A＋	R4	情報システム調達の競争性確保の向上と特定事業者継続案件の改善	R5年3月まで	A＋	R4	新規システムの調達案件においては、特定の事業者しか供給できない製品（ハードウェア、ソフトウェア）ではなく、汎用的な製品やオープンソフトウェアを調達品目とし、改修、保守・運用フェーズにおいての競争性の確保を行った。	A	４年度に契約した情報システムに係る調達のうち、請負者が新たにシステム開発や構築を行った全13件について、特定の事業者しか供給できない製品を使用しない調達を行った。		４月～３月	デジタル庁情報システム調達改革検討会から、５つの施策の方向性の短期的・中期的な取組について提言があった。 ①機動的・柔軟な調達手続きの改善 ②システム調達における発注者側の能力向上 ③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大 ④ベンダーロックインの排除 ⑤内部統制等による透明性の確保。	デジタル庁情報システム調達改革検討会の検討結果を踏まえて、調達改善に向けた調達相談窓口の設置やベンダーロックイン防止チェックリストを作成など新たな取組を実施していく。
			【公募、技術的対話による新規参入事業者の確保】 随意契約により特定の事業者が受注を続けている調達案件については、公募により新規参入事業者に機会を与えるとともに、真にやむを得ない随意契約の妥当性を担保する。また、複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直す技術的対話による調達方法【情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子（令和元年５月２９日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）】（令和３年度時点で試行運用中）の活用も検討する。						A＋	R4	随意契約により特定の事業者が受注を続けている調達案件については、公募により新規参入事業者に機会を与えるとともに、真にやむを得ない随意契約の妥当性の担保を行った。また、複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直す技術的対話による調達方法）の活用も行った。	A	４年度に契約した情報システムに係る調達のうち、公募を行って契約した案件は２件、複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直す技術的対話を行って契約した案件は４件となった。		４月～３月		
			【保守等契約への新規参入促進を図る環境改善】 情報システムの保守・運用契約の調達案件において、新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な期間の確保を行う。なお、案件によっては、新規参入事業者の引き継ぎ等の期間を十分なものとするよう既存契約と新規契約の切り替え時期を重複させるなどの調達の工夫も検討する。						A＋	R4	情報システムの保守・運用契約の調達案件において、新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウ蓄積のための十分な期間の確保を行った。なお、スムーズな業務移行を行うため、仕様書において引継ぎに関する項目を設ける等の工夫を行った。	A	４年度に情報システムの保守・運用の全18件の入札において、新規の事業者が調達内容等を把握するために必要な期間（50日以上）の公告期間を設けた。		４月～３月		
			【特定事業者継続契約の回避方策の検討】 特定事業者が契約を継続している調達案件については、以下のような事例を参考に回避の方策を検討し、その実現に努める。解消に至らなかった場合には、事後にその理由を分析し記録に残す。（記録後は有識者に意見を求める等解決のための分析に努める。） （検討事例）システム改修を一括ではなく分離発注する。運用業務から業務アプリケーション障害対応・修正等を分離するなどして定常的な運用業務を調達範囲とし既存事業者の優位性の低減を図る。						A＋	R4	令和４年６月から、外部有識者を委員としたデジタル庁情報システム調達改革検討会を開催し、情報システムの調達に関する様々な課題や今後の取組等について検討を行った。	A		令和５年３月にデジタル庁情報システム調達改革検討会から情報システムの調達に関する様々な課題に対する短期的・中期的な取組の提言を受け、課題解決に向けた新たな取組の検討を行った。	６月～３月		
			【特定事業者継続契約への積極的な閲覧情報の提供】 特定事業者が契約を継続している調達案件については、設計書等を入札時に準備するとともに、ベンダーチェンジの難しい運用・保守業務については、運用マニュアル等のドキュメントも閲覧資料として準備する。						A＋	R4	特定事業者が契約を継続している調達案件については、設計書等を入札時に準備するとともに、ベンダーチェンジの難しい運用・保守業務については、運用マニュアル等のドキュメントも閲覧資料として調達を行った。	A		閲覧可能な設計書や運用マニュアル等のドキュメントがある場合、全て閲覧可能とするよう調達手続きマニュアルに記載し、指導した。	４月～３月		
			【特定事業者継続契約への複数年度契約の適用】 特定事業者が契約を継続している調達案件については、新規事業者が受注後に知識の習得、作業プロセス等の定義に大きなコストを要し、単年度受注では、採算割れも想定され競争性が確保できないことから、国庫債務負担行為を活用した契約期間の複数年度化を図る。						A＋	R4	特定事業者が契約を継続している調達案件については、新規事業者が受注後に知識の習得、作業プロセス等の定義に大きなコストを要し、単年度受注では、採算割れも想定され競争性が確保できないことから、国庫債務負担行為を活用した契約期間の複数年度化を行った。	A	４年度に32件の国庫債務負担行為を活用し、契約期間の複数年度化を行った。		４月～３月		
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	随意契約を行おうとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に随意契約であるべきか法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。		A	R4	随意契約による契約要請があれば実施し、検討結果を記録として蓄積する。	R5年3月まで	A	R4	随意契約を行おうとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に随意契約であるべきか法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行った。	A	随意契約審査委員会において、真に随意契約であるべきか法的根拠も含めて全92件の事前審査を行った。そのうち競争性のある随意契約は８件（企画競争、技術的対話を含む）、公募10件となった。		４月～３月		引き続き実施
			入札等監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告する。				年２回開催する同委員会において提案された改善策について、調達改善に反映し、その内容を報告				令和４年度に入札等監視委員会を２回実施し、一者応札や随意契約であった案件について、審議を行った。	A		入札等監視委員会で審議された６件の議事概要について、ＨＰに掲載した。	４月～３月	委員会で出された改善に向けた意見等については、今後の調達に反映していく。	引き続き実施
	○	調達事務のデジタル化の推進	電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能目途等の確認を行う。		A	R4	電子調達システムを活用し、電子応札率・電子契約率を向上させることを目標とする。	R5年3月まで	A	R4	応札参加者に対して、電子調達システムによる入札や電子契約の利用促進を促すとともに、紙での手続きを希望する事業者に対して、対応できない理由等について可能な限り把握した。	A	令和４年度に契約した入札案件193件のうち、電子入札が実施されたのが159件（82%）。また、電子契約で107件（55%）締結した。		４月～３月		引き続き実施
	○	電力調達・ガス調達の改善	入居ビル管理会社において調達しているため該当なし。		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

別紙２

その他の取組

調達改善計画		令和４年度年度末自己評価結果（対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったのか）	
			定量的	定性的
・ETCカードでの高速料金の支払いに際してクレジットカード決済を実施	新規			・ETCカードでの高速料金の支払いや海外出張の立替払いに際して、クレジットカードを活用し、事務の効率を行った。
・会計事務にかかる手引き書の整備、共有を図り、職員の資質向上を図り、業務の効率化を行う。	新規	○		・会計事務にかかる手引き書「調達事務手続きマニュアル」の整備、職員向けの勉強会を開催し、共有を図った。また、「調達事務手続きマニュアル」をＨＰに公表し、デジタル庁の事務手続きが事業者にも参照できるようにし、業務の効率を行った。

様式３

外部有識者からの意見聴取の実施状況
（対象期間：令和４年４月１日～令和５年３月31日）

外部有識者の氏名・役職【持永　勇一　早稲田大学大学院会計研究科 教授】　　意見聴取日【令和５年 6 月12 日（月）】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
取組の更なる推進を図る観点等	デジタル庁情報システム調達改革検討会による短期的・中期的な取組に係る提言を受け、個別具体的な課題解決に向けた取組の検討を行い、これらの重点的な取組及び共通的な取組の多くは難易度がA＋に該当するにも関わらず、実効性のある改善策を着実に推進していると認められる。 具体的には、新たなシステム開発等の全件について特定の事業者しか供給できない製品を使用しない調達を行ったこと、公募及び複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直すことによる契約案件の増加、及び情報システムの保守・運用契約の全件において50日以上の公告期間を設けるなどの細やかな改善が進展しており、今後も継続して改善に努めることが期待される。	デジタル庁情報システム調達改革検討会の検討結果を踏まえ、令和５年度からベンダーロックイン防止チェックリストの活用など新たな取組を始めているところです。今後、定期的な進捗確認・効果測定を実施した上で、取組状況や方向性等についての妥当性を検証し、今後の自己評価に反映しつつ、令和６年度の計画に検討してまいります。

外部有識者の氏名・役職【金子　良太　國學院大學経済学部 教授】　　意見聴取日【令和５年 6 月 12 日（月）】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
取組の更なる推進を図る観点等	デジタル庁情報システム調達改革検討会の検討結果を踏まえ、令和５年度に様々な取組を試行する点は評価できる。引き続き、改革に取り組んで頂きたい。	デジタル庁情報システム調達改革検討会の検討結果を踏まえ、令和５年度からベンダーロックイン防止チェックリストの活用など新たな取組を始めているところです。今後、定期的な進捗確認・効果測定を実施した上で、取組状況や方向性等についての妥当性を検証し、今後の自己評価に反映しつつ、令和６年度の計画に検討してまいります。

外部有識者の氏名・役職【川澤　良子　Social Policy Lab 株式会社 代表取締役】意見聴取日【令和５年 6 月 12 日（月）】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
取組の更なる推進を図る観点等	一者応札の割合は他省庁に比べて高い水準となっている。 そのため、令和５年度にデジタル庁情報システム調達改革検討会の検討結果を踏まえ,一者応札の改善を含めた、積極的な施策を試行する点は評価できる。 いずれの施策も重要であると考えるが、着実に成果を出せるよう、優先順位や分析結果を踏まえて、取組の重点化を図るこ又は今後の重点化を検討することが必要ではないか。	デジタル庁情報システム調達改革検討会の検討結果を踏まえ、令和５年度からベンダーロックイン防止チェックリストの活用など新たな取組を始めているところです。今後、定期的な進捗確認・効果測定を実施した上で、取組状況や方向性等についての妥当性を検証し、今後の自己評価に反映しつつ、令和６年度の計画に検討してまいります。